

(特別簡易型) 総合評価点算定基準 (明石市役所庁舎総合管理業務委託)

1 総合評価の方法

(1) 総合評価点の算定方法

総合評価点は次の式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{価格以外の評価点}$$

(2) 総合評価点の配点

価格評価点と価格以外の評価点の配点は以下のとおりとする。

ア 価格評価点 90点

イ 価格以外の評価点 10点

2 価格評価点の算定方法

価格評価点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = 90 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

※価格評価点は、小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位とする。

3 価格以外の評価点の算定方法

(1) 価格以外の評価点は、入札者が提出した技術資料及び市の保有データにより、下記の評価基準に基づき評価項目ごとに評価を行い、この得点合計をもとに次の式により算定する。

(最大10点)。

$$\text{価格以外の評価点 (10点満点)} = \text{得点合計 (17点満点)} \times \text{換算係数 (10/17)}$$

※価格以外の評価点は、小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位とする。

【評価基準】

	評価項目	評価基準	配点	得点
技術評価	過去5年間の同種業務の完了実績の有無 (国、地方公共団体又はこれらに準じる機関の発注業務に限る) ※1	3件以上	2点	/ 2点
		1～2件	1点	
		0件	0点	
公共性 (施策反映) 評価	障害者の積極的雇用の有無 ※2	あり	2点	/ 2点
		なし	0点	
	過去5年間における最低賃金法の規定による罰則の適用の有無 ※3	なし	1点	/ 1点
		あり	0点	
	あかし子育て応援企業の認定(当該認定を取得している団体に加入している場合を含む)取得の有無 ※4	あり	2点	/ 2点
		なし	0点	
	若年雇用者育成のための取組み ※5	あり	2点	/ 2点
		なし	0点	
	兵庫県との男女共同参画社会づくり協定締結(当該協定を締結している団体に加入している場合を含む)の有無及び男女共同参画社会づくりのための取組み ※6	あり	2点	/ 2点
		なし	0点	
保護観察所への協力雇用主としての登録の有無 ※7	あり	2点	/ 2点	
	なし	0点		
刑事施設出所者、少年院出院者、保護観察対象者、更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度・採用枠等の有無 ※8	あり	2点	/ 2点	
	なし	0点		

安全衛生優良企業の認定取得の有無 ※9	あり	2点	／2点
	なし	0点	
得点合計			／17点

- ※1 「過去5年間の同種業務の完了実績」は、公告日の属する年度の前年度から起算して過去5年度遡った年度の4月1日から公告日の属する月の前月の末日までの間に完了した実績のうち、公告で定める同種業務の要件を満たすものを対象とする。なお、受注形態が共同企業体によるものは実績として認めない。
- ※2 「障害者の積極的雇用」は公告日より前に障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務を有する者が法定雇用障害者数以上の人数を常用雇用しており、開札日時点で雇用を継続していることを要する。また、上記の雇用の義務を有しない者（従業員50人未満の事業主）が障害者を常用雇用している場合についても同様とする。
- ※3 「過去5年間における最低賃金法の規定による罰則の適用」は、公告日の属する年度の前年度から起算して過去5年度遡った年度の4月1日から公告日までの間における期間の有無を対象とする。
 なお、平成28年7月1日以降に、特定（産業別）最低賃金額を下回る賃金を支払ったことにより、労働基準法第24条違反の罰則の適用を受けた者についても最低賃金法の規定による罰則の適用があったものとみなす。
- ※4 「あかし子育て応援企業の認定」は公告日より前に取得されており、開札日時点で有効であることを要する。（当該認定を取得している団体に加入している場合においては、公告日において当該団体に加入しており、開札日時点においても当該団体に加入していることを要する。）
- ※5 若年雇用者を育成するために取組んでいる事項を「若年雇用者育成取組調書」に記載し、その内容により評価するものとする。エルダー制度のような若手従業員を個別実地に熟練者が育成する制度の制定など事業者としての取組みを評価する。（単なる研修は除く。）
- ※6 「兵庫県との男女共同参画社会づくり協定」は公告日より前に締結されており、開札日時点で有効であることを要する。（当該協定を締結している団体に加入している場合においては、公告日において当該団体に加入しており、開札日時点においても当該団体に加入していることを要する。）また、男女共同参画社会づくりのために取組んでいる事項を「男女共同参画社会づくり取組調書」に記載し、その内容により評価するものとする。
- ※7 「保護観察所への協力雇用主としての登録」は公告日より前に登録されており、開札日時点で有効であることを要する。
- ※8 「刑事施設出所者、少年院出院者、保護観察対象者、更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度・採用枠等の有無」は「保護観察所への協力雇用主」（公告日より前に登録されており、開札日時点で有効であること）の登録がある事業所であることを要する。
- ※9 「安全衛生優良企業の認定」は公告日より前に取得されており、開札日時点で有効であることを要する。